

議案第99号

北上市一般職の職員等の旅費条例の一部を改正する条例

北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年北上市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務地内旅行の旅費)</p> <p>第13条 勤務地内における旅行については、次の各号の<u>一</u>に該当する場合において旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が公務の必要上特に命ぜられて市長、副市長<u>又は市議会議員</u>（以下「上級者」という。）とともに旅行し、その事務遂行上随行同宿しなければならない場合には、当該上級者が受ける宿泊料に相当する額を支給する。</p>	<p>(勤務地内旅行の旅費)</p> <p>第13条 勤務地内における旅行については、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合において旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が公務の必要上特に命ぜられて市長、副市長、<u>教育長又は市議会議員</u>（以下「上級者」という。）とともに旅行し、その事務遂行上随行同宿しなければならない場合には、当該上級者が受ける宿泊料に相当する額を支給する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月28日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

職員が教育長と随行同宿しなければならない時において、教育長が受ける宿泊料に相当する額を職員に支給できるようにしようとするものである。